

令和3年1月20日

保護者各位

きらら保育園 園長 嶋村 利恵

新型コロナウイルス感染症対策に係る経過機レベル第4段階への移行及び沖縄県緊急事態宣言の発出に伴う保育所の対応について

平素より当園へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

沖縄県においては、昨年9月5日の沖縄県緊急事態宣言終了後も感染拡大防止に努めてまいりました。

しかしながら、感染状況は、再び拡大の傾向にあることから、沖縄県では1月19日に警戒レベルを第4段階に移行することを決定し、沖縄県緊急事態宣言（期間：1月20日から2月7日）を発出しました。

1月20日時点での県、中城村の対応といたしましては現状通りの開所となっています。状況が変わり対応に変更がありましたら再度ご連絡させていただきます。昨年からの登園する際の注意事項は継続中ですので再度ご確認の上ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【登園する際の注意事項】

1. 登園前の体温測定を徹底し 37.5℃以上の発熱や風邪症状がある場合は、登園をお断りすることとします。 加えて、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園を控えて下さい。 朝の検温時に 37℃以上の場合は体調の変化を視診し、随時検温を行います。
2. 新型コロナウイルスが終息（沈静化）するまで、登園前の毎朝の検温を継続し、発熱がある園児は、園へ報告して下さい。
3. 新型コロナウイルスに園児が感染した場合は、感染児が最後に登園した日から14日間、園は全部または一部休園とします。
4. 園児が濃厚接触者に特定された場合は、保護者に対して14日間の登園回避(自粛)を要請します。
5. イベント及び卒園式・入園式の開催については、風邪症状のある方の参加の自粛、参加者への咳エチケット・手指消毒の協力依頼、式場のこまめな換気や式の簡素化・参加者の最小化、実施の変更や延期、中止などを含めて園の実施方針にご協力下さい。

※職員についても、上記の内容を踏まえての出勤となります。

※職員の状況次第では配置基準上の人員配置が難しいことも予想されます。

※調理員の勤務状況次第では、給食等（おやつ含む）の提供が難しい場合も予想されます。

※感染者、濃厚接触者となった子ども、職員の情報を得た場合は速やかに中城村役場福祉課へ報告致します。

幼い子どもたちの命を守るため、また集団感染拡大防止のため保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。